◆ 関連事業

第5次男女共同参画さっぽろプランに基づき実施予定の事業は以下のとおりです。

施策体系順一覧

局部	事業名	事業	基本目標	基本的	体生のお
		番号		方向	施策の柱
市民文化局 男女共同参画室 子ども向け男	女共同参画意識啓発事業	1	I	1	1
市民文化局 男女共同参画室 子ども・若者	子ども·若者への男女共同参画啓発事業		I	1	1
市民文化局 男女共同参画室 生涯学習情報	みの提供	3	I	1	1
市民文化局 男女共同参画室 男女共同参画	元に関する各種啓発資料の充実	4	I	1	1
市民文化局 男女共同参画室 男女共同参画	元に関する啓発事業の開催	5	I	1	1
市民文化局 男女共同参画室 男女共同参画	元に関する講座の推進	6	I	1	1
中央区 市民部 男女共同参廻	元に関する啓発事業	7	I	1	1
中央区市民部中央区みんな	の講演会	8	I	1	1
北区 市民部 男女共同参廻	元に関する啓発事業の開催	9	I	1	1
東区 市民部 男女共同参廻	元に関する啓発事業の開催	10	I	1	1
白石区 市民部 男女共同参廻	元に関する啓発事業の開催	11	I	1	1
厚別区 市民部 男女共同参廻	元に関する啓発事業の開催	12	I	1	1
豊平区 市民部 男女共同参廻	元に関する啓発事業の開催	13	I	1	1
清田区 市民部 男女共同参廻	元に関する啓発事業の開催	14	I	1	1
南区 市民部 男女共同参廻	元に関する啓発事業の開催	15	I	1	1
西区 市民部 男女共同参呼	元に関する啓発事業の開催	16	I	1	1)
手稲区 市民部 男女共同参廻	1等に関する学習事業の実施	17	I	1	1
手稲区 市民部 男女共同参廻	元に関する啓発事業の開催	18	I	1	1)
教育委員会 生涯学習部 さっぽろ市民	カレッジ	19	I	1	1)
教育委員会 学校教育部 人間尊重の教	次 育	20	I	1	1)
市民文化局 男女共同参画室 公的な催事に	おける託児の実施	21	I	1	2
市民文化局 男女共同参画室 国際社会と連	動した情報発信	22	I	1	2
市民文化局 男女共同参画室 男女共同参画	ī活動団体とのネットワーク構築・強化	23	I	1	2
市民文化局 男女共同参画室 男女共同参画	可活動団体への支援	24	I	1	2
東区 市民部 各種女性団体	5・グループへの支援	25	I	1	2
厚別区 市民部 各種女性団体	s・グループへの支援	26	I	1	2
豊平区 市民部 各種女性団体	s・グループへの支援	27	I	1	2
南区 市民部 各種サークル	等の交流事業の支援	28	I	1	2
南区 市民部 各種女性スオ	ーツ団体・グループへの支援	29	I	1	2
手稲区 市民部 各種市民団体	5・グループへの支援	30	I	1	2
市民文化局 男女共同参画室 男女共同参画	でレンター相談事業の推進	31	I	1	3
市民文化局 男女共同参画室 テクノロジー	分野における男女格差の解消	32	I	1	3
市民文化局 男女共同参画室 ホームページ	や情報システムによる情報収集・提供	33	I	1	3
総務局 職員部 札幌市女性職	は 同の 登用 促進 と 職域 拡大	34	I	1	1
市民文化局 男女共同参画室 意思決定過程	Rへの女性の参画の推進	35	I	1	1
市民文化局 男女共同参画室 女性の人材多	を掘とデータの収集·整備	36	I	1	1
市民文化局 男女共同参画室 審議会等委員	審議会等委員への女性の登用促進		I	1	1
人事委員会事務局 人事委員会事務局 市職員の昇任	市職員の昇任意欲を喚起する取組		П	1	1)
総務局 職員部 市職員のセク	シュアルハラスメント等の防止に関する啓発	39	I	1	2
市民文化局 男女共同参画室 男女が共に活	躍するための意識啓発	40	I	1	2
市民文化局 男女共同参画室 女性の継続家	業に関する啓発	41	П	1	2

				ルビク	マ中ボ	順一舅
局	部	事 業 名	事業 番号	基本目標	基本的方向	施策の柱
市民文化局	男女共同参画室	札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度の運用	42	П	1	3
市民文化局	男女共同参画室	ワーク・ライフ支援事業	43	П	1	3
子ども未来局	子ども育成部	育児休業取得助成事業	44	II	1	3
経済観光局	産業振興部	札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業の認証を取得した中小企業への融資	45	П	1	3
経済観光局	産業振興部	働き方改革推進事業	46	I	1	3
建設局	土木部	建設産業活性化推進事業	47	I	1	3
市民文化局	男女共同参画室	家庭責任の分担意識に係る啓発	48	I	2	1
保健福祉局	保健所	男性料理教室	49	I	2	1
保健福祉局	保健所	マタニティ教室	50	I	2	1)
保健福祉局	保健所	ワーキング・マタニティスクール	51	I	2	1
保健福祉局	保健所	若い世代の食育事業「本気(まじ)めしプロジェクト」	52	I	2	1
子ども未来局	子育て支援部	父親による子育て推進事業	53	I	2	1
保健福祉局	高齢保健福祉部	介護に関する情報の効果的な提供	54	I	2	2
保健福祉局	高齢保健福祉部	地域包括支援センターを核とした高齢者の相談支援体制の充実	55	П	2	2
子ども未来局	子ども育成部	児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供	56	П	2	2
子ども未来局	子ども育成部	留守家庭児童対策事業の促進	57	П	2	2
子ども未来局	子育て支援部	一時預かり事業	58	I	2	2
子ども未来局	子育て支援部	家庭的保育事業(保育ママ)	59	П	2	2
子ども未来局	子育て支援部	休日保育事業	60	I	2	2
子ども未来局	子育て支援部	区保育・子育て支援センター事業	61	I	2	2
子ども未来局	子育て支援部	子育てサロン事業	62	I	2	2
子ども未来局	子育て支援部	時間外保育事業	63	I	2	2
子ども未来局	子育て支援部	事業所內保育事業	64	I	2	2
子ども未来局	子育て支援部	小規模保育事業	65	I	2	2
子ども未来局	子育て支援部	助産施設の提供	66	П	2	2
子ども未来局	子育て支援部	私立保育所の整備	67	П	2	2
子ども未来局	子育て支援部	地域型保育事業所の整備	68	II	2	2
子ども未来局	子育て支援部	地域子育で支援推進事業	69	П	2	2
子ども未来局	子育て支援部	認定こども園の整備	70	I	2	2
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭等日常生活支援事業	71	I	2	2
子ども未来局	子育て支援部	病後児デイサービス事業	72	I	2	2
子ども未来局	子育て支援部	ファミリー・サポート・センター事業	73	I	2	2
子ども未来局	子育て支援部	保育士等支援事業	74	I	2	2
子ども未来局	子育て支援部	保育人材確保緊急対策事業	75	I	2	2
子ども未来局	子育て支援部	夜間保育事業	76	I	2	2
都市局	市街地整備部	市営住宅への優先入居の推進	77	I	2	2
経済観光局	産業振興部	就業サポートセンター等事業	78	I	3	1
経済観光局	産業振興部	女性の多様な働き方支援窓□運営事業	79	П	3	1
市民文化局	男女共同参画室	女性のためのコワーキングスペース事業	80	П	3	2
経済観光局	産業振興部	女性の起業に対する支援	81	П	3	2
市民文化局	市民自治推進室	未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業		П	4	1
市民文化局	男女共同参画室	男女共同参画の視点に立った災害対応のためのネットワーク事業		П	4	2
市民文化局	男女共同参画室	男女共同参画の視点を取り入れた災害対策		П	4	2
市民文化局	男女共同参画室	DV防止講座の実施	85	Ш	1	1
市民文化局	男女共同参画室	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	86	Ш	1	1
市民文化局	男女共同参画室	配偶者暴力に関する調査研究の推進	87	Ш	1	1

				,,,,,,	が全さ	帜一 見
局	部	事 業 名	事業 番号	基本目標	基本的 方向	施策の柱
中央区市	元民部	DV・性暴力根絶のための啓発事業	88	II	1	1
東区市	民部	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発		II	1	1
白石区市	民部	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	90	II	1	1
厚別区市	5民部	配偶者暴力根絶のための区民への啓発推進	91	II	1	1
豊平区 市	民部	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	92	II	1	1
清田区市	民部	女性に対する暴力根絶のための市民への普及啓発	93	Ш	1	1
南区市	民部	女性に対する暴力根絶のための市民への普及啓発	94	II	1	1
手稲区 市	5民部	配偶者等からの暴力根絶を目指した啓発事業の開催	95	II	1	1
教育委員会	校教育部	性に関する指導の充実	96	II	1	1
デジタル戦略推進局 ス	マートシティ推進部	住民基本台帳事務における支援措置	97	II	1	2
デジタル戦略推進局 ス	マートシティ推進部	被害者の情報管理の徹底	98	II	1	2
市民文化局 男	男女共同参画室	安心できる迅速な一時保護体制づくり	99	II	1	2
市民文化局 男	3女共同参画室	カウンセリング事業	100	II	1	2
市民文化局 男	3女共同参画室	市職員庁内研修の強化	101	Ш	1	2
市民文化局 男	3女共同参画室	障がい者相談支援事業所との連携	102	Ш	1	2
市民文化局 男	3女共同参画室	自立に向けた適切な情報提供及び各種支援	103	Ш	1	2
市民文化局 男	3女共同参画室	相談等に携わる職員への研修等の充実	104	Ш	1	2
市民文化局 男	3女共同参画室	地域包括支援センターとの連携	105	Ш	1	2
市民文化局 男	3女共同参画室	配偶者暴力関係機関との連携協力の強化	106	Ш	1	2
市民文化局 男	3女共同参画室	配偶者暴力相談支援センター等の相談体制の充実	107	II	1	2
市民文化局 男	男女共同参画室	配偶者暴力の早期発見のための啓発促進		II	1	2
保健福祉局高	高齢保健福祉部	民生委員による巡回相談	109	II	1	2
子ども未来局 子	育て支援部	ひとり親家庭への経済的支援の推進	110	Ш	1	2
子ども未来局 子	育て支援部	母子緊急一時保護事業	111	Ш	1	2
子ども未来局 子	育て支援部	ひとり親・婦人相談の推進	112	Ш	1	2
子ども未来局 児	尼童相談所	子育て短期支援事業	113	Ш	1	2
都市局市	5街地整備部	配偶者暴力被害者の市営住宅への優先入居の推進	114	Ш	1	2
市民文化局 男	3女共同参画室	要保護児童対策地域協議会との連携協力の強化	115	Ш	1	3
保健福祉局 総	総務部	札幌まなびのサポート事業	116	II	1	3
子ども未来局 児	尼童相談所	子ども安心ホットライン	117	II	1	3
子ども未来局 児	尼童相談所	児童相談所·区役所家庭児童相談室	118	Ш	1	3
教育委員会	^並 校教育部	スクールカウンセラー活用事業	119	Ш	1	3
教育委員会	^全 校教育部	スクールソーシャルワーカー活用事業	120	II	1	3
市民文化局 地	地域振興部	犯罪被害者等支援制度	121	Ш	1	4
市民文化局 男	男女共同参画室	女性のための性暴力被害相談	122	II	1	4
市民文化局 男	男女共同参画室	性暴力に関する知識や相談窓口の普及啓発	123	II	1	4
総務局 職	战員部	性的マイノリティに関する研修	124	II	2	1
市民文化局 男	男女共同参画室	性的マイノリティに関する研修	125	II	2	1
市民文化局 男	3女共同参画室	性的マイノリティの理解促進	126	Ш	2	1
教育委員会	² 校教育部	人間尊重の教育に関する研修	127	Ш	2	1)
教育委員会中	中央図書館	L G B T コーナーの設置	128	Ш	2	1
市民文化局 男	3女共同参画室	札幌市LGBTフレンドリー指標制度の運用	129	Ш	2	2
市民文化局 男	3女共同参画室	札幌市パートナーシップ宣誓制度の運用	130	Ш	2	2
市民文化局 男	3女共同参画室	性的マイノリティ電話相談事業	131	Ш	2	2
市民文化局 男	3女共同参画室	困難を抱える女性支援事業	132	Ш	3	1
保健福祉局総	総務部	生活困窮者自立相談支援事業	133	Ш	3	1
						_

施策体系順一覧

局	部	事 業 名	事業 番号	基本目標	基本的 方向	施策の柱
保健福祉局	保険医療部	ひとり親家庭等医療費助成事業	134	Ш	3	1)
子ども未来局	子ども育成部	困難を抱える若年女性支援事業	135	Ш	3	1
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	136	II	3	1
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭支援センターにおける特別相談・土日夜間相談業務	137	II	3	1)
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭等養育費確保支援事業	138	Ш	3	1
子ども未来局	子育て支援部	保育所の優先入所	139	II	3	1)
子ども未来局	子育て支援部	母子生活支援施設の運営	140	II	3	1
子ども未来局	子育て支援部	母子生活支援施設を活用した女性支援事業	141	Ш	3	1)
子ども未来局	子育て支援部	母子父子寡婦福祉資金の貸付	142	II	3	1
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親・婦人相談の推進(再掲)	112	Ш	3	1)
子ども未来局	子育て支援部	養育費相談の推進	143	II	3	1)
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業	144	II	3	2
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭自立支援給付金事業	145	II	3	2
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭等就業支援事業の充実	146	II	3	2
経済観光局	産業振興部	就業サポートセンター等事業(再掲)	78	II	3	2
総務局	国際部	さっぽろ外国人相談窓口の運営	147	II	3	3
市民文化局	市民生活部	アイヌ生活相談員の配置	148	II	3	3
市民文化局	男女共同参画室	性的マイノリティ電話相談事業(再掲)	131	II	3	3
市民文化局	男女共同参画室	困難を抱える女性支援事業(再掲)	132	II	3	3
子ども未来局	子ども育成部	困難を抱える若年女性支援事業(再掲)	135	Ш	3	3
市民文化局	男女共同参画室	健康支援事業	149	II	4	1
保健福祉局	保健所	思春期から若者世代を対象とした性に関する正しい知識の普及啓発	150	Ш	4	1)
教育委員会	学校教育部	生に関する指導の充実(再掲)		II	4	1)
保健福祉局	保健所	全婦人科救急コーディネート事業		II	4	2
保健福祉局	保健所	女性のフレッシュ健診	152	Ш	4	2
保健福祉局	保健所	妊娠期からの相談支援の充実	153	Ш	4	2
保健福祉局	保健所	母子訪問指導事業の推進	154	Ш	4	2

					機構順一覧		
局	部	事 業 名	事業 番号	基本目標	基本的 方向	施策の柱	
	国際部	さっぽろ外国人相談窓口の運営	147	Ш	3	3	
炒 320日		札幌市女性職員の登用促進と職域拡大	34	I	1	1	
総務局	職員部	市職員のセクシュアルハラスメント等の防止に関する啓発	39	П	1	2	
		性的マイノリティに関する研修	124	II	2	1	
ニジの川野殿推准日	スマートシティ推進部	住民基本台帳事務における支援措置	97	II	1	2	
プラル戦 間性 医向	スペートンノ1在底の	被害者の情報管理の徹底	98	II	1	2	
	地域振興部	犯罪被害者等支援制度	121	Ш	1	4	
	市民生活部	アイヌ生活相談員の配置	148	II	3	3	
	市民自治推進室	未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	82	I	4	1	
		子ども向け男女共同参画意識啓発事業	1	I	1	1	
		子ども・若者への男女共同参画啓発事業	2	I	1	1	
		生涯学習情報の提供	3	I	1	1	
		男女共同参画に関する各種啓発資料の充実	4	I	1	1	
		男女共同参画に関する啓発事業の開催	5	I	1	1	
		男女共同参画に関する講座の推進	6	I	1	1	
		公的な催事における託児の実施	21	I	1	2	
		国際社会と連動した情報発信	22	I	1	2	
		男女共同参画活動団体とのネットワーク構築・強化	23	I	1	2	
		男女共同参画活動団体への支援	24	I	1	2	
		男女共同参画センター相談事業の推進	31	I	1	3	
		テクノロジー分野における男女格差の解消	32	I	1	3	
		ホームページや情報システムによる情報収集・提供	33	I	1	3	
		意思決定過程への女性の参画の推進	35	I	1	1	
		女性の人材発掘とデータの収集・整備	36	I	1	1	
		審議会等委員への女性の登用促進	37	I	1	1	
市民文化局	男女共同参画室	男女が共に活躍するための意識啓発	40	I	1	2	
		女性の継続就業に関する啓発	41	I	1	2	
	为父共问参回主	札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度の運用	42	I	1	3	
		ワーク・ライフ支援事業	43	I	1	3	
		家庭責任の分担意識に係る啓発	48	I	2	1	
		女性のためのコワーキングスペース事業	80	I	3	2	
		男女共同参画の視点に立った災害対応のためのネットワーク事業	83	I	4	2	
		男女共同参画の視点を取り入れた災害対策	84	I	4	2	
		DV防止講座の実施	85		1	1	
		配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	86	\blacksquare	1	1	
		配偶者暴力に関する調査研究の推進	87	II	1	1	
		安心できる迅速な一時保護体制づくり	99	Ш	1	2	
		カウンセリング事業	100	Ш	1	2	
		市職員庁内研修の強化	101	Ш	1	2	
		障がい者相談支援事業所との連携	102	Ш	1	2	
		自立に向けた適切な情報提供及び各種支援	103	Ш	1	2	
		相談等に携わる職員への研修等の充実	104	II	1	2	
		地域包括支援センターとの連携	105	Ш	1	2	
		配偶者暴力関係機関との連携協力の強化	106	Ш	1	2	
		配偶者暴力相談支援センター等の相談体制の充実	107	II	1	2	

局	部	事業名	事業番号	基本目標	基本的方向	施策の柱
		配偶者暴力の早期発見のための啓発促進	108	Ш	1	2
		要保護児童対策地域協議会との連携協力の強化	115	Ш	1	3
		女性のための性暴力被害相談	122	II	1	4
		性暴力に関する知識や相談窓口の普及啓発	123	II	1	4
		性的マイノリティに関する研修	125	II	2	1
		性的マイノリティの理解促進	126	II	2	1
市民文化局	男女共同参画室	札幌市LGBTフレンドリー指標制度の運用	129	II	2	2
		札幌市パートナーシップ宣誓制度の運用	130	Ш	2	2
		性的マイノリティ電話相談事業	131	II	2	2
		困難を抱える女性支援事業	132	Ш	3	1)
		性的マイノリティ電話相談事業(再掲)	131	II	3	3
		 困難を抱える女性支援事業(再掲)	132	II	3	3
		健康支援事業	149	II	4	1
		- 札幌まなびのサポート事業	116	II	1	(3)
	総務部	生活困窮者自立相談支援事業	133	II	3	1
		介護に関する情報の効果的な提供	54	П	2	2
	高齢保健福祉部	地域包括支援センターを核とした高齢者の相談支援体制の充実	55	П	2	(2)
	回图11本医用工品		109		1	(2)
	保険医療部	ひとり親家庭等医療費助成事業	134		3	(1)
	PRIXEE	男性料理教室	49	П	2	(1)
保健福祉局	保健所	マタニティ教室	50	П	2	(1)
水医田田内		ワーキング・マタニティスクール	51	П	2	(1)
		オンサイン オンサイン おい世代の食育事業[本気(まじ)めしプロジェクト]	52	П	2	(1)
		思春期から若者世代を対象とした性に関する正しい知識の普及啓発	150	I	4	(1)
		を	151	Ш	4	2
		女性のフレッシュ健診	152	Ш	4	2
		妊娠期からの相談支援の充実	153	Ш	4	(2)
		日子訪問指導事業の推進	154	Ш	4	(2)
		育児休業取得助成事業	44	I	1	(3)
		日元の未収付めの数字末 児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供	56	I	2	2
	マルチ充代物	光重プラブにはいる技術が未納向中の意味提供 留守家庭児童対策事業の促進	57	I	2	2
	子ども育成部	田が家庭が皇が衆争来がに進 困難を抱える若年女性支援事業		Ш	3	(1)
		図無で花んるロースに又族事業 困難を抱える若年女性支援事業(再掲)	135	Ш	3	3
		図無で記入る石牛久性又族争素(円均) 父親による子育で推進事業	53	П	2	(1)
		一時預かり事業	58	П	2	2
		家庭的保育事業(保育ママ)				
フバチナカロ			59	I	2	2
子ども未来局		休日保育事業	60	I		2
		区保育・子育で支援センター事業	61	П	2	2
	子育て支援部	子育でサロン事業	62	П	2	2
		時間外保育事業	63	I	2	2
		事業所内保育事業	64	I	2	2
		小規模保育事業	65	I	2	2
		助産施設の提供	66	П	2	2
		私立保育所の整備	67	Π	2	2
		地域型保育事業所の整備	68	I	2	2

局	部	事業名	事業 番号	基本目標	基本的方向	施策の柱
		地域子育て支援推進事業	69	I	2	2
		認定こども園の整備	70	I	2	2
		ひとり親家庭等日常生活支援事業	71	I	2	2
		病後児デイサービス事業		I	2	2
		ファミリー・サポート・センター事業	73	I	2	2
		保育士等支援事業	74	I	2	2
		保育人材確保緊急対策事業	75	I	2	2
		夜間保育事業	76	I	2	2
		ひとり親家庭への経済的支援の推進	110	I	1	2
		母子緊急一時保護事業	111	I	1	2
		ひとり親・婦人相談の推進	112	II	1	2
子ども未来局	子育て支援部	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	136	Ш	3	1
		ひとり親家庭支援センターにおける特別相談・土日夜間相談業務	137	II	3	1
		ひとり親家庭等養育費確保支援事業	138	II	3	1
		保育所の優先入所	139	II	3	1
		母子生活支援施設の運営	140	II	3	1
		母子生活支援施設を活用した女性支援事業	141	II	3	1
		母子父子寡婦福祉資金の貸付	142	II	3	1
		ひとり親・婦人相談の推進(再掲)	112	Ш	3	1
		養育費相談の推進	143	II	3	1
		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金事業	144	II	3	2
		ひとり親家庭自立支援給付金事業	145	Ш	3	2
		ひとり親家庭等就業支援事業の充実	146	II	3	2
		子育て短期支援事業	113	II	1	2
	児童相談所	子ども安心ホットライン	117	II	1	3
		児童相談所·区役所家庭児童相談室	118	II	1	3
		札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業の認証を取得した中小企業への融資	45	I	1	3
		働き方改革推進事業	46	I	1	3
収★細业中	产业性间边	就業サポートセンター等事業	78	I	3	1
経済観光局	産業振興部	女性の多様な働き方支援窓□運営事業	79	I	3	1
		女性の起業に対する支援	81	I	3	2
		就業サポートセンター等事業(再掲)	78	II	3	2
建設局	土木部	建設産業活性化推進事業	47	I	1	3
		市営住宅への優先入居の推進	77	I	2	2
都市局	市街地整備部	配偶者暴力被害者の市営住宅への優先入居の推進	114	I	1	2
		男女共同参画に関する啓発事業	7	I	1	1
中央区	市民部	中央区みんなの講演会	8	I	1	1
		DV・性暴力根絶のための啓発事業	88	II	1	1
北区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	9	I	1	1
		男女共同参画に関する啓発事業の開催	10	I	1	1
東区	市民部	各種女性団体・グループへの支援	25	I	1	2
		配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	89	II	1	1
	±₽₩	男女共同参画に関する啓発事業の開催	11	I	1	1
白石区	市民部	配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	90	II	1	1

機構順一覧

1

2

4

2

1

3

1

1

1

1

120

127

96

128

38

 ${\rm I\hspace{-.1em}I}$

 \blacksquare

 ${\rm I\hspace{-.1em}I}$

 ${\rm I\hspace{-.1em}I}$

局	部	事 業 名	事業番号	基本目標	基本的 方向	施策の柱
		男女共同参画に関する啓発事業の開催	12	I	1	1
厚別区	市民部	各種女性団体・グループへの支援	26	I	1	2
		配偶者暴力根絶のための区民への啓発推進	91	II	1	1
		男女共同参画に関する啓発事業の開催	13	I	1	1
豊平区	市民部	各種女性団体・グループへの支援	27	I	1	2
		配偶者暴力根絶のための市民への普及啓発	92	II	1	1
清田区	≠ 尼如	男女共同参画に関する啓発事業の開催	14	I	1	1
海田区	市民部	女性に対する暴力根絶のための市民への普及啓発	93	II	1	1
	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	15	I	1	1
あび		各種サークル等の交流事業の支援	28	I	1	2
南区		各種女性スポーツ団体・グループへの支援	29	I	1	2
		女性に対する暴力根絶のための市民への普及啓発	94	Ш	1	1
西区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	16	I	1	1
		男女共同参画等に関する学習事業の実施	17	I	1	1
手稲区	市民部	男女共同参画に関する啓発事業の開催	18	I	1	1
于他区 	们还部	各種市民団体・グループへの支援	30	I	1	2
		配偶者等からの暴力根絶を目指した啓発事業の開催	95	II	1	1
	生涯学習部 さっぽろ市民カレッジ		19	I	1	1)
	人間尊重の教育	人間尊重の教育	20	I	1	1)
		性に関する指導の充実	96	Ш	1	1
教育委員会	学校教育部	スクールカウンセラー活用事業	119	II	1	3
1 27 日 公 目 云	マベタ(百計)					

スクールソーシャルワーカー活用事業

人間尊重の教育に関する研修

性に関する指導の充実(再掲)

LGBTコーナーの設置

教育委員会

学校教育部

中央図書館

人事委員会事務局 人事委員会事務局 市職員の昇任意欲を喚起する取組

【基本目標 I 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成】

事業番号	1	2	3
担当局·区	市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部·室	男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱	1-①	1-①	1-①
事業名	子ども向け男女共同参画意識啓発 事業	子ども·若者への男女共同参画啓発 事業	生涯学習情報の提供
事業概要	子どもたちが男女共同参画の理念 を理解した上で自己形成ができる よう、子どもの頃からの男女共同参 画への理解促進に取り組みます。	未来の男女共同参画社会の担い手である子ども・若者に対し、それぞれの年代や環境に合ったアプローチで、子ども・若者特有の課題を取り扱うなど工夫し、意識啓発を図ります。	男女共同参画に関する自主的活動 を促進するため、男女共同参画セン ターなどにおいて、多種多様な情報 を広く市民に提供します。

事業番号	4	5	6
担当局·区	市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部·室	男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱	1-①	1-①	1-①
事業名	男女共同参画に関する各種啓発資料の充実	男女共同参画に関する啓発事業の 開催	男女共同参画に関する講座の推進
事業概要	男女の固定的な性別役割分担意識 や女性への偏見を是正し、男女共 同参画への理解を深めるとともに 啓発広報の充実を目指します。	男女共同参画について市民の理解を深めるため、パネル展や講演会、ワークショップ等の各種啓発事業を行います。	男女共同参画に関する問題を様々な角度から見つめ直し、理解と関心を深めてもらうとともに、男女共同参画についての取組を促すための講座などを開催します。

事業番号	7	8	9
担当局·区	中央区	中央区	北区
担当部·室	市民部	市民部	市民部
基本的方向 一施策の柱	1-①	1-①	1-①
事業名	男女共同参画に関する啓発事業	中央区みんなの講演会	男女共同参画に関する啓発事業の 開催
事業概要	「男女共同参画社会」実現に向けて、区民の理解を深めるとともに意識啓発を行うことを目的に、パネル展を行います。	「男女共同参画社会」実現に向けて、区民の理解を深めることを目的に、講演及び区内の各住民組織(女性部)の活動発表やパネル展を開催します。	男女共同参画に関する啓発ポスターや懸垂幕を掲出し、区民の男女 共同参画に関する意識を高めることを目指します。

【基本目標 I 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成】

事業番号	10	11	12
担当局·区	東区	白石区	厚別区
担当部·室	市民部	市民部	市民部
基本的方向 -施策の柱	1-①	1-①	1-①
事業名	男女共同参画に関する啓発事業の 開催	男女共同参画に関する啓発事業の 開催	男女共同参画に関する啓発事業の 開催
事業概要	女性団体を中心とした実行委員会 のチャリティーバザー実施支援及び 男女共同参画に関する理解を深め る講演会を共催実施します。	男女共同参画への理解を推進する ため、パネル展を開催し、広報・啓発 活動の充実を目指します。	男女の固定的な性別役割分担意識 や女性への偏見を是正し、男女共 同参画への理解を深めるとともに 啓発広報の充実を目指します。

事業都	番号	13	14	15
担当局	弱∙区	豊平区	清田区	南区
担当部	ß·室	市民部	市民部	市民部
基本的一施策		1-①	1-①	1-①
事業	名	男女共同参画に関する啓発事業の 開催	男女共同参画に関する啓発事業の 開催	男女共同参画に関する啓発事業の 開催
事業材	既要	男女の固定的な性別役割分担意識 や女性への偏見を是正し、市民の 男女共同参画への理解を深めるため、広報・啓発活動を実施します。	男女の固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と多様性を尊重する社会の実現に向けて、男女共同参画への理解を深めるための啓発活動を展開します。	男女の固定的な性別役割意識にとらわれず、個性と多様性を尊重する社会の実現に向けて、男女共同参画への理解を深めるとともに啓発広報の充実を目指します。

事業番号	16	17	18
担当局·区	西区	手稲区	手稲区
担当部·室	市民部	市民部	市民部
基本的方向 -施策の柱	1-①	1-①	1-①
事業名	男女共同参画に関する啓発事業の 開催	男女共同参画等に関する学習事業 の実施	男女共同参画に関する啓発事業の 開催
事業概要	男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の一環として、男女共同参画をテーマとしたパネル展等を開催します。	男女共同参画等について市民の理解を深めるため、市民団体「ジェンダーフリーていね」との共催によりパネル展や公開学習会等の各種事業を実施します。	男女共同参画について市民の理解を深めるため、市民団体「ジェンダーフリーていね」との共催によりパネル展や公開学習会などの各種事業を実施するとともに、懸垂幕の掲示や啓発物品の配布を行います。

【基本目標 I 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成】

事業番号	19	20	21
担当局·区	教育委員会	教育委員会	市民文化局
担当部·室	生涯学習部	学校教育部	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱	1-①	1-①	1-2
事業名	さっぽろ市民カレッジ	人間尊重の教育	公的な催事における託児の実施
事業概要	市民の自己充実や生きがいづくりを支援し、学習の成果を地域社会の発展などにつなげるため、生涯学習センターを拠点として、市民の多様な学習ニーズに対応する学習機会を提供する。当該事業の中で、起業やビジネススキルアップ、社会技能の向上に資する講座を開講し、多様な生き方の選択や社会進出を支援します。	「人間尊重の教育」のガイドラインに基づき、一人一人が自分が大切にされていると実感できる学校づくりについて、教職員の意識向上、校種間の連携による取組、子ども自身の振り返りの手だての構築を図ります。	乳幼児を持つ親が札幌市の主催する講座や催事に参加できるようにするため、一時的な託児を実施するよう努めます。

事業番号	22	23	24
担当局·区	市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部·室	男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱	1-2	1-2	1-2
事業名	国際社会と連動した情報発信	男女共同参画活動団体とのネット ワーク構築・強化	男女共同参画活動団体への支援
事業概要	国際社会と連動しながらジェンダー 平等を推進することを目的に、国際 社会の潮流や各国の情報を受発信 し、グローバルな視点で私たちの社 会を見つめます。	男女共同参画に関する活動を行う 市内外の団体、機関とネットワーク を構築し、情報交換・意見交換、各 種事業の連携を図ります。	男女共同参画に関わる活動を行う 市民活動団体の活動支援を行います。また、団体が男女共同参画の視点を持ちながら活動を継続していくために必要な団体運営や資金調達に関する研修の実施や情報提供を行います。

事業番号	25	26	27
担当局·区	東区	厚別区	豊平区
担当部·室	市民部	市民部	市民部
基本的方向 -施策の柱	1-2	1-2	1-2
事業名	各種女性団体・グループへの支援	各種女性団体・グループへの支援	各種女性団体・グループへの支援
事業概要	東区内の女性団体主催の体育大会に対して後援を行い、開催場所の確保及び必要物品の提供等の支援を実施します。	女性団体・グループ等に対して活動 の場を提供し、自主的な活動への支 援を行います。	豊平区内の女性団体主催の体育 大会に対して後援を行い、開催場 所及び必要物品の提供などの支援を実施します。

【基本目標 [男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成】

事業番号	28	29	30
担当局·区	南区	南区	手稲区
担当部·室	市民部	市民部	市民部
基本的方向 -施策の柱	1-2	1-2	1-2
事業名	各種サークル等の交流事業の支援	各種女性スポーツ団体・グループ への支援	各種市民団体・グループへの支援
事業概要	区内において、社会貢献活動を行う女性団体の交流事業を支援します。	南区内の女性スポーツ団体の主催 大会に対して共催・後援するととも に、必要物品提供等の支援を行い ます。 ※各団体とも主幹は関係団体。	市民団体・グループの自主的な活動 に対し、活動場所や必要物品等を 提供します。

±****	24	22	22
事業番号	31	32	33
担当局·区	市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部·室	男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱	1-3	1-3	1-3
事業名	男女共同参画センター相談事業の 推進	テクノロジー分野における男女 格差の解消	ホームページや情報システムによる 情報収集・提供
事業概要	家庭や社会の中で生じる様々な問題に対して、各種相談を通し、相談者自らが解決できる力をつけるよう適切なアドバイスを行います。	情報化社会の中で男女が共に自立した生活ができるよう、テクノロジー分野における男女格差の解消につながるような情報提供や学習機会の提供を行います。	市民のニーズに応じた男女共同参画に関する情報を適時適切に提供するため、ホームページの充実を図るほか、男女共同参画センターの情報システムにより男女共同参画に関する団体やイベント情報を収集・発信します。

事業番号	34	35	36
担当局·区	総務局	市民文化局	市民文化局
担当部·室	職員部	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱	1-①	1-①	1-①
事業名	札幌市女性職員の登用促進と職域 拡大	意思決定過程への女性の参画の 推進	女性の人材発掘とデータの収集・ 整備
事業概要	市女性職員の積極的な登用や職域拡大に努めます。	審議会等委員の外部団体への推薦 依頼において、女性委員の登用に ついて積極的に働きかけます。	社会活動のあらゆる分野における 女性の人材を広く発掘し、審議会等 への登用促進に活用します。

事業番号	37	38	39
担当局·区	市民文化局	人事委員会事務局	総務局
担当部·室	男女共同参画室	人事委員会事務局	職員部
基本的方向 -施策の柱	1-①	1-①	1-2
事業名	審議会等委員への女性の登用促進	市職員の昇任意欲を喚起する取組	市職員のセクシュアルハラスメント 等の防止に関する啓発
事業概要	市政における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、審議会等への女性の登用の目標を40%とし、この目標値の早期達成を目指します。	男女を問わず多様で有能な人材の 登用が組織の活性化や市民サービ スの向上につながることから、市職 員の昇任意欲を喚起する取組を推 進します。	職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠、出産、育児等に関するハラスメント行為の防止に向けて、今後も各種研修や服務通知等を通じて、職員全体に対する意識啓発を行います。

事業番号	40	41	42
担当局·区	市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部·室	男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱	1-②	1-②	1 - ③
事業名	男女が共に活躍するための意識啓発	女性の継続就業に関する啓発	札幌市ワーク・ライフ・バランスplus 企業認証制度の運用
事業概要	男女が共に働きやすい社会を目指し、札幌市の女性を取り巻く環境の実情や、様々な活躍の形を共有することに加え、女性に限らず、男性や企業、学生などが様々な立場から課題解決の方向性や方策を見出す場として、官民協働のフォーラム等を開催します。	男女双方の労働者が仕事と家庭の 両立を進められるよう男女雇用機会 均等法や育児介護休業法の一層の 周知徹底を図るほか、制度・仕組み づくりやマネジメントについての学 習機会を提供するなど、女性が継続 して働き続けられるような啓発を行 います。	ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進に積極的に取り組む企業を独自の基準で認証する「札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度」の運用を行い、多様な支援を実施するほか、認証取得企業の広報啓発を行います。

事業番号	43	44	45
担当局·区	市民文化局	子ども未来局	経済観光局
担当部·室	男女共同参画室	子ども育成部	産業振興部
基本的方向 -施策の柱	1-3	1-3	1-3
事業名	ワーク・ライフ支援事業	育児休業取得助成事業	札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業 の認証を取得した中小企業への融資
事業概要	企業や組織におけるダイバーシ ティ推進や女性活躍推進、男性の 育休取得促進などを企業に働き かけます。また、起業、副業など、 柔軟な働き方を支援し、新しい価 値を創造するビジネスの創出を促 進します。	仕事と子育ての両立支援に取り組む企業を応援するため、ワーク・ライフ・バランスplus認証企業を対象に、一定の要件を満たした企業への助成を行います。	一般中小企業振興資金の「札幌みらい資金」において、札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業の認証を取得した中小企業に対して金融支援を行います。

事業番号	46	47	48
担当局·区	経済観光局	建設局	市民文化局
担当部·室	産業振興部	土木部	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱	1-3	1-3	2-①
事業名	働き方改革推進事業	建設産業活性化推進事業	家庭責任の分担意識に係る啓発
事業概要	テレワークの活用等による働き方 改革の促進により、個々のライフス タイルに応じた多様な働き方が可 能な社会を実現するとともに、職場 における労働環境の改善を図るこ とで企業の人材確保・定着を支援し ます。	建設産業における女性活躍の推進 に向け、女性からの改善を望む声が 多い、女性用のトイレや更衣室の設 置及び作業服などの装備品整備を 行う企業に対する助成を行います。	男女共同参画社会の実現のために、男性に対し、家庭内での家事・育児・介護などの意識を深めることを目的に各種啓発を行います。

事業番号	49	50	51
担当局·区	保健福祉局	保健福祉局	保健福祉局
担当部·室	保健所	保健所	保健所
基本的方向 一施策の柱	2-①	2-①	2-①
事業名	男性料理教室	マタニティ教室	ワーキング・マタニティスクール
事業概要	健康に関する食生活を学びながら 調理の実践を促し、地域の自主活 動グループ等へ参画していくこと 等を目的として、「男性の料理教室」 の開催や、男性料理グループの活 動支援を行います。	核家族化や共働き世帯の増加に伴い、夫婦で協力して育児ができるよう、初めてのお産を迎える妊婦とその夫を対象に、育児に関する講話と実習を各区保健センターで実施します。	勤労している初妊婦及び配偶者に対し、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及啓発や育児と仕事の両立を支援するために、妊娠中の健康管理や育児に関する講話、交流の機会等を提供します。

事業番号	52	53	54
担当局·区	保健福祉局	子ども未来局	保健福祉局
担当部·室	保健所	子育て支援部	高齢保健福祉部
基本的方向 -施策の柱	2-①	2-①	2-②
事業名	若い世代の食育事業「本気(まじ) めしプロジェクト」	父親による子育て推進事業	介護に関する情報の効果的な提供
事業概要	男女が協力して食事づくりに参加できるよう、高校生、大学生、専門学校生、20代の若い世代を対象に、野菜摂取や朝食の必要性及び共食の大切さなど、健康的な食事について学ぶ機会を提供します。	父親の積極的な子育てを推進する ために、父親の子育て参加に関す る意識改革・啓発や子育でに取り組 む意欲を向上させるための情報発 信等を行います。	介護サービスや支援を必要としている方に関係する情報が行き届くよう、介護保険制度や介護保険サービスに関して、パンフレットやホームページによる周知を行い、また、介護保険制度改正時には説明会を開催するなど、効果的な情報提供に努めます。

事業番号	55	56	57
担当局·区	保健福祉局	子ども未来局	子ども未来局
担当部·室	高齢保健福祉部	子ども育成部	子ども育成部
基本的方向 -施策の柱	2-②	2-②	2-②
事業名	地域包括支援センターを核とした 高齢者の相談支援体制の充実	児童クラブにおける長期休業期間中 の昼食提供	留守家庭児童対策事業の促進
事業概要	高齢者を始めとする市民からの相談や、医療・介護・住民組織など関係機関からの相談への対応、介護離職を防止する観点から仕事と介護の両立不安等に対する相談体制の強化を行うなど、高齢者の健康と福祉の向上、権利擁護、介護者支援、ケアマネジャー支援など、地域包括ケアの充実に努めます。	共働きの負担軽減及び女性の活躍 支援のため、長期休業期間に児童 クラブにて昼食を提供します。	放課後帰宅しても保護者が就労等により不在である小学校児童の安全を確保し、健全に育成するために児童会館で開設する「児童クラブ」と、民間児童育成会及び届出のあった放課後児童健全育成事業所により事業を推進します。

事業番号	58	59	60
担当局·区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部·室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 -施策の柱	2-2	2-2	2-2
事業名	一時預かり事業	家庭的保育事業(保育ママ)	休日保育事業
事業概要	保護者の短時就労や傷病、リフレッシュなど一時的に保育が必要なときに保育所や幼稚園等において保育を実施します。	保育ママの居宅において、補助者とともに、保育の必要性の認定を受けた3歳未満の乳幼児の保育を実施します。	就労形態の多様化に伴い、休日における保育に常態的に欠ける乳幼児を対象に休日保育を実施します。

事業番号	61	62	63
担当局·区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部·室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 -施策の柱	2-2	2-2	2-②
事業名	区保育・子育て支援センター事業	子育でサロン事業	時間外保育事業
事業概要	安心して子どもを生み育てられる 環境づくりのため、従来の保育所 機能に加え、子育てサロンを始め とする様々な子育て支援機能を有 する施設を整備し、子育て家庭に 対する支援を進めます。	NPO活動拠点等や児童会館を活用した地域子育て支援拠点事業を実施します。	保護者の就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長に対応するため、保育所の自立的な延長保育への取組を促進します。

事業番号	64	65	66
担当局·区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部·室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 -施策の柱	2-2	2-2	2-2
事業名	事業所内保育事業	小規模保育事業	助産施設の提供
事業概要	主として従業員の子どもを対象とする施設に、地域の保育を必要とする子どもの枠を設け保育を実施します。	交通利便性の高い地域の賃貸物件等で、保育の必要性の認定を受けた3歳未満の乳幼児の保育を実施します。	保健上、必要があるにもかかわらず、経済的な理由により病院で入院助産を受けることができない妊産婦に対し助産を実施します。

事業番号	67	68	69
担当局·区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部·室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 -施策の柱	2-②	2-2	2-2
事業名	私立保育所の整備	地域型保育事業所の整備	地域子育で支援推進事業
事業概要	保育所の整備を促進するために必要な整備費を補助し、保育定員を拡大するとともに、老朽化した施設を更新して耐震性能を向上させ、安全な保育環境を確保します。	地域型保育事業所の整備を促進するために必要な整備費を補助し、低年齢児の保育定員を拡大します。	地域で安心して子育てができる環境づくりのため、就学前の子どもを育てている家庭を対象に交流の場の提供、講座の開催、相談、情報提供を行い、子育でに関する不安感や負担感の軽減を図るほか、関係機関のネットワークづくりを進めます。

事業番号	70	71	72
担当局·区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部·室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 -施策の柱	2-②	2-②	2-2
事業名	認定こども園の整備	ひとり親家庭等日常生活支援事業	病後児デイサービス事業
事業概要	幼保連携型認定こども園又は幼稚 園型認定こども園の整備を促進す るため、必要な整備費を補助し、保 育定員を拡大するとともに、老朽 化した施設を更新して耐震性能を 向上させ、安全な教育・保育環境を 確保します。	ひとり親家庭等が、疾病などの事由により一時的に生活援助が必要な場合若しくは生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合、又は乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しており就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等、生活援助が必要な家庭に家庭生活支援員を派遣します。	子育てと就労の両立を支援するため、病気回復期にあって集団保育が困難な児童を、勤務の都合等により、家庭で保育できない保護者に代わり、病院等に付設した施設で一時的に預かる事業を推進します。

事業番号	73	74	75
担当局·区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部·室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 -施策の柱	2-2	2-②	2-②
事業名	ファミリー・サポート・センター事業	保育士等支援事業	保育人材確保緊急対策事業
事業概要	子育ての援助を受けたい人(依頼 会員)と援助をしたい人(提供会員) が会員組織をつくり、子育で家庭を 支援する仕組みです。保育所の送 り迎えなどを行い、地域で子育で家 庭を支えます。急な発病や緊急を要 する子どもの預かり等も行います。	潜在保育士の復職や求職と求人のマッチング等を行う「保育士・保育所支援センター」の運営、合同面接会や高校生保育職場体験の実施、保育士資格を取得する際に要する費用の補助などにより保育人材の確保支援を行います。	一定の期間を勤続した保育士に一時金を給付する「保育人材確保に向けた一時金給付事業」、中高生やその保護者を対象とした「保育人材イメージアップ事業」等の実施により、保育人材確保の支援を行います。

事業番号	76	77	78
担当局·区	子ども未来局	都市局	経済観光局
担当部·室	子育て支援部	市街地整備部	産業振興部
基本的方向 -施策の柱	2-2	2-2	3-1)
事業名	夜間保育事業	市営住宅への優先入居の推進	就業サポートセンター等事業
事業概要	保護者の就労時間の多様化により、夜間の保育を必要とする保護者のために、夜間保育を実施します。	安心して子供を産み育てられる居住環境づくりの一環として、東区の東雁来団地で入居対象を子育て世帯に限定した募集を行います。また、一部の市営住宅について、ひとり親世帯、多子世帯、小学校卒業前の子供がいる世帯が優先入居できる若年層世帯の特定申込枠を設定し、子育て世帯に配慮した募集を行います。なお、全ての市営住宅の入居者募集では、応募者多数の場合の抽選に際し、ひとり親世帯や多子世帯の方等の当選確率が高まるように優遇措置を行います。	再就職を目指す方を対象に、再就職支援セミナー、個別カウンセリング、職業紹介を一体として行います。また、労働・職場環境が厳しくなる中、面談又は電話による相談に応じるとともに、専門の相談機関を紹介するなど、問題解決に向けて助言を行います。

事業番号	79	80	81
担当局·区	経済観光局	市民文化局	経済観光局
担当部·室	産業振興部	男女共同参画室	産業振興部
基本的方向 -施策の柱	3-①	3-②	3-2
事業名	女性の多様な働き方支援窓口運営 事業	女性のためのコワーキングスペース 事業	女性の起業に対する支援
事業概要	仕事と子育ての両立に不安を感じて就職活動を始めることができずにいる女性や、出産後も働き続けたいと希望する女性に対し、キャリアカウンセラーによる支援を行います。	起業を含めた柔軟な働き方を支援 することを目的に、コワーキングス ペースを運営します。	女性中小企業診断士による相談窓口を開設し、女性の起業や経営に関する相談を受けることにより支援します。

事業番号	82	83	84
担当局·区	市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部·室	市民自治推進室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱	4-①	4-2	4-2
事業名	未来へつなぐ笑顔のまちづくり 活動推進事業	男女共同参画の視点に立った災害 対応のためのネットワーク事業	男女共同参画の視点を取り入れた 災害対策
事業概要	区や地域の特性を生かした笑顔があふれる地域づくりを推進するため、男女共同参画の促進を含めた様々な地域の主体的なまちづくり活動に対し、区への予算措置による支援を行います。	「災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク(相互支援ネット)」を活用し、男女共同参画の視点に立った災害対応について全国の男女共同参画関連施設や女性支援団体等と情報共有を行います。	避難所運営研修や男女共同参画 意識啓発の機会を捉えて、男女共 同参画の視点での災害対応につ いて考える機会を創出し、平常時 からの意識醸成を図ります。

事業番号	85	86	87
担当局·区	市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部·室	男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱	1-①	1-①	1-①
事業名	DV防止講座の実施	配偶者暴力根絶のための市民への 普及啓発	配偶者暴力に関する調査研究の 推進
事業概要	若者の交際相手からの暴力(デートDV)について正しく理解してもらうために、学校や教育委員会と連携した学生向けのDV未然防止講座を実施します。	配偶者暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを理解してもらうため、パンフレットや各種広報媒体を活用した普及啓発を行います。また、男女共同参画活動団体との共催による講演会の実施など男女共同参画センターにおける普及啓発活動を進めます。	被害者の視点に立った施策や効果 的な対策の推進や加害者対策について、国内の動向を注視し情報収 集に努めることが必要であるため、 調査研究等の情報の収集に努め、 施策への反映について検討します。

事業番号	88	89	90
担当局·区	中央区	東区	白石区
担当部·室	市民部	市民部	市民部
基本的方向 -施策の柱	1-①	1-①	1-①
事業名	DV・性暴力根絶のための啓発事業	配偶者暴力根絶のための市民への 普及啓発	配偶者暴力根絶のための市民への 普及啓発
事業概要	配偶者・パートナー等に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、区民の理解を深め、意識を高めることを目的に、パネル展を行います。	配偶者暴力根絶及び男女共同参画 に関して意識の啓発を図るためパ ネル展を実施します。	性暴力について偏見を持たず、正 しい理解を持ってもらうため、「女 性に対する暴力をなくす運動」の パネル展を開催し意識啓発を図り ます。

事業番号	91	92	93
担当局·区	厚別区	豊平区	清田区
担当部·室	市民部	市民部	市民部
基本的方向 -施策の柱	1-①	1-①	1-①
事業名	配偶者暴力根絶のための区民への 啓発推進	配偶者暴力根絶のための市民への 普及啓発	女性に対する暴力根絶のための 市民への普及啓発
事業概要	DVの知識を、区民に深く理解してもらうため、パンフレットの配布や関係ポスターを使用しながら啓発活動の推進を進めます。	配偶者暴力根絶を目指し、市民の意識を高めるため、広報・啓発活動を実施します。	女性に対する暴力の根絶を目指し、 市民の理解を深めるための啓発活動を展開します。

【其太日煙 Ⅲ	誰もが尊厳と誇りを持って安心して生きられる社会の実現】
	品のが 寺成とらりでいって文心ので上でライのに立め大弘」

事業番号	94	95	96
担当局·区	南区	手稲区	教育委員会
担当部·室	市民部	市民部	学校教育部
基本的方向 -施策の柱	1-①	1-①	1-①
事業名	女性に対する暴力根絶のための 市民への普及啓発	配偶者等からの暴力根絶を目指した 啓発事業の開催	性に関する指導の充実
事業概要	女性の人権尊重に向けた意識啓発を行うため、パンフレットの配布 や関係ポスターを使用しながら啓発活動を推進します。	配偶者等からの暴力について市民 の理解を深めるため、市民団体「ジェンダーフリーていね」との共催に よりパネル展や公開学習会などの 各種事業を実施します。	子どもの発達の段階や実態に応じた性に関する指導が、学校の教育活動全体を通じて推進されるよう、「性に関する指導の手引」を活用した指導の充実を図ります。また、産婦人科医師や助産師による講師を学校に派遣して、生命の誕生やデートDV等に関する講演を行い、学校における性に関する指導の充実を図ります。

事業番号	97	98	99
担当局·区	デジタル戦略推進局	デジタル戦略推進局	市民文化局
担当部·室	スマートシティ推進部	スマートシティ推進部	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱	1-2	1-2	1-2
事業名	住民基本台帳事務における支援措置	被害者の情報管理の徹底	安心できる迅速な一時保護体制 づくり
事業概要	住民票の写し・戸籍の附票の写し 等の交付や住民基本台帳の一部の 写しの閲覧において、DV、ストー カー行為等、児童虐待及びこれら に準ずる行為の被害者保護のため の措置を行います。	被害者の情報保護のため、住民基本台帳からの情報に基づいて事務処理を行う部局との連携に努めます。また、住民基本台帳の閲覧等の制限対象となっている方に関する情報管理について、更なる徹底を図ります。	加害者からの被害者に対する更なる暴力を防ぐため、公的施設を補完する民間シェルターに対し助成を行うほか、相談機関に対し、被害者を安全かつ迅速に一時保護施設に保護するための適切な情報提供を行います。

事業番号	100	101	102
担当局·区	市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部·室	男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱	1-2	1-2	1 -2
事業名	 カウンセリング事業 	市職員庁内研修の強化	障がい者相談支援事業所との連携
事業概要	DV被害者の心身の健康を回復させるため、臨床心理士による心理学的指導などを行います。	DVに関する特性の理解、被害者の安全確保、及び二次的被害の防止を図るため、DV被害者と接する職場の職員に対し、DVの実情と対策についての研修を行います。	障がいのある人やその家族の地域 生活を支えるために、相談事業を行う障がい者相談支援事業所と連携 し、障がいのあるDV被害者の保護に努めます。

事業番号	103	104	105
担当局·区	市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部·室	男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱	1-2	1-2	1-2
事業名	自立に向けた適切な情報提供及び 各種支援	相談等に携わる職員への研修等の 充実	地域包括支援センターとの連携
事業概要	安全な住居の確保や離婚、子ども の養育、就業など様々な問題に直 面する被害者に対し、適切な情報 提供や助言を行います。	配偶者暴力に関する特性の理解、被害者の安全確保、被害者の状況や心身状態への配慮のため相談員に対し、相談技術の向上を図る研修等を実施します。	高齢者やその家族が必要なサービスを受けることができるように、介護や福祉等に関する様々な相談に応じる地域包括支援センターと連携し、高齢 DV 被害者の保護に努めます。

事業番号	106	107	108
担当局·区	市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部·室	男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱	1-2	1-②	1-2
事業名	配偶者暴力関係機関との連携協力 の強化	配偶者暴力相談支援センター等の 相談体制の充実	配偶者暴力の早期発見のための 啓発促進
事業概要	「配偶者からの暴力関係機関会議」の構成員の拡充など機能の充実を図るとともに、情報交換やワーキンググループにおける個別事例の検討により、被害者や子どもへの適切な対応のための連携強化に努めます。	札幌市配偶者暴力相談センター等における相談業務を実施し、支援機能の充実に努めるとともに、配偶者暴力相談状況の検証を行い、相談体制の充実、相談内容に合わせた適切な情報提供や助言を行います。	配偶者暴力被害の深刻化の防止には、配偶者暴力を早期に発見し、警察や支援センターなどへの通報や相談を促す必要があるため、配偶者暴力を発見しやすい立場にある関係機関に対して啓発を進め、通報や相談の必要性について周知を図ります。

事業番号	109	110	111
担当局·区	保健福祉局	子ども未来局	子ども未来局
担当部·室	高齢保健福祉部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 -施策の柱	1-2	1-2	1-2
事業名	民生委員による巡回相談	ひとり親家庭への経済的支援の 推進	母子緊急一時保護事業
事業概要	民生委員がひとり暮らしの高齢者 等のご家庭を定期的に訪問し、様 々な相談に応じるとともに、安否確 認や見守りを行います。	DV被害者がひとり親家庭等になった場合に、その経済的自立を促すため、母子父子寡婦福祉資金貸付制度、児童扶養手当及び児童手当制度の情報を提供し、支給等を行います。	夫の暴力等を受けた女性及びその 方の監護する児童の緊急時におけ る安全確保を図るために避難場所 を提供し、必要な支援を行います。

事業番号	112	113	114
担当局·区	子ども未来局	子ども未来局	都市局
担当部·室	子育て支援部	児童相談所	市街地整備部
基本的方向 -施策の柱	1-2	1-②	1-②
事業名	ひとり親・婦人相談の推進	子育で短期支援事業	配偶者暴力被害者の市営住宅への 優先入居の推進
事業概要	ひとり親家庭等に対する母子父子 寡婦福祉資金の貸付や生活全般 に関する相談、DV被害者に対す る適切な情報提供や助言を行いま す。	児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の社会的な事由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において児童を一時的に養育します。	配偶者暴力被害者の居住の安定を 図り、その自立を支援するために、 市営住宅の入居者募集に際し、一 定の要件を満たす配偶者暴力被害 者については、当選確率が高まるよ う優遇措置を行います。

事業番号	115	116	117
担当局·区	市民文化局	保健福祉局	子ども未来局
担当部·室	男女共同参画室	総務部	児童相談所
基本的方向 -施策の柱	1-3	1-3	1-3
事業名	要保護児童対策地域協議会との 連携協力の強化	札幌まなびのサポート事業	子ども安心ホットライン
事業概要	要保護児童対策地域協議会に参加し、必要な情報の共有や連携を行います。	生活困窮世帯の中学生に対し、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を目的とした学習支援を行います。	児童虐待を未然に防ぐため、児童 相談所に24時間365日の相談受 付体制を整備し、緊急案件のほか、 養育相談等にも対応します。

	事業番号	118	119	120
ı	担当局·区	子ども未来局	教育委員会	教育委員会
ı	担当部·室	児童相談所	学校教育部	学校教育部
	基本的方向 -施策の柱	1-3	1-3	1-3
	事業名	児童相談所·区役所家庭児童相談室	スクールカウンセラー活用事業	スクールソーシャルワーカー活用 事業
	事業概要	18歳未満の児童に関する各種相談を行います。また、家庭児童相談室で子どもの福祉に関する身近な相談に対応します。	スクールカウンセラーの専門性を生かして、不安や悩みを抱えている児童生徒やその保護者に対する相談支援を行います。また、各校の相談対応力を向上させるため、スクールカウンセラーが、児童生徒への関わり方についての教職員への助言などを行います。	スクールソーシャルワーカーが、児童生徒を取り巻く環境(家庭、学校等)の問題に働きかけたり、関係機関等と連携するなどして、いじめや不登校、暴力行為、児童虐待などの解決に向けた支援を行います。

事業番号	121	122	123
担当局·区	市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部·室	地域振興部	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱	1-④	1-④	1-④
事業名	犯罪被害者等支援制度	女性のための性暴力被害相談	性暴力に関する知識や相談窓口の 普及啓発
事業概要	犯罪被害者が犯罪被害直後に被 る経済的負担の軽減や精神的被 害の回復を図るため、支援金の支 給の他、家事や介護の支援費用、 住居の転居費用、精神医療に要し た費用などを助成します。	精神的ダメージが大きく、一人でその苦痛を抱え込むことが多い性暴力の被害者が相談しやすい環境を整えるため、専門相談員による相談を実施します。	重大な人権侵害行為である性暴力 に関する正しい知識の普及と性暴 力被害者のための相談窓□の周知 のため、パンフレットや各種広報媒 体などを活用し、普及啓発活動を進 めます。

事業番号	124	125	126
	1 - 1	,	1 - 2
担当局·区	総務局	市民文化局	市民文化局
担当部·室	職員部	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱	2-①	2-①	2-①
事業名	性的マイノリティに関する研修	性的マイノリティに関する研修	性的マイノリティの理解促進
事業概要	職位に応じて必要な知識等を学ぶ 研修において「性的マイノリティへ の理解と配慮」に係る講義を実施 し、職員の理解を促進します。	基本的な知識の習得、市民応対や職場において必要な配慮のポイントについて学ぶ、職員向け研修を行います。	性的マイノリティの理解促進を図るために、ホームページやリーフレットなどを活用して広報啓発を行います。

事業番号	127	128	129
担当局·区	教育委員会	教育委員会	市民文化局
担当部·室	学校教育部	中央図書館	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱	2-①	2-①	2-2
事業名	人間尊重の教育に関する研修	LGBTコーナーの設置	札幌市LGBTフレンドリー指標 制度の運用
事業概要	教職員を対象に、人間尊重の教育に関する研修(人権課題としての性的マイノリティを含む)を実施します。	LGBTコーナーを設置し関連図書を展示することで、市民にLGBTに対する理解を深めてもらうとともに、当事者に対しては、情報提供に加え、図書館がLGBTフレンドリーな場所であることを周知します。	性的マイノリティに関する企業での 取組や対応を促すため、取組状況 に応じて、LGBTフレンドリー企業 として登録をします。登録企業の情 報について、積極的に広報啓発を 行います。

事業番号	130	131	132
担当局·区	市民文化局	市民文化局	市民文化局
担当部·室	男女共同参画室	男女共同参画室	男女共同参画室
基本的方向 -施策の柱	2-②	2-②	3-①
事業名	札幌市パートナーシップ宣誓制度 の運用	性的マイノリティ電話相談事業	困難を抱える女性支援事業
事業概要	一方又は双方が性的マイノリティの二人が、互いを人生のパートナーとして約束した関係であることを宣誓する制度により、性的マイノリティの方の思いを受け止めるとともに、市民理解の増進及び人権尊重意識の醸成を図ります。	性的マイノリティの方が抱える困難 の解消につなげるため、誰もが気 軽に相談できる電話相談窓口を開 設し、正しい知識の普及啓発を図り ます。	孤独・孤立し不安を抱える女性に対する支援を行うため、悩みを語ることができる場を創設するほか、相談窓口を開設し、孤独・孤立状態の解消を図ります。

事業番号	133	134	135
担当局·区	保健福祉局	保健福祉局	子ども未来局
担当部·室	総務部	保険医療部	子ども育成部
基本的方向 -施策の柱	3-①	3-①	3-①
事業名	生活困窮者自立相談支援事業	ひとり親家庭等医療費助成事業	困難を抱える若年女性支援事業
事業概要	生活保護に至る前の段階での自立 支援を実施するため、生活困窮者 からの相談を幅広く受け入れる相 談窓口を設置し、就労の支援その 他の自立に関する問題について、 情報提供、支援計画の作成、支援 計画に基づく就労支援などの支援 を行います。	ひとり親家庭等の親及び子の保健 の向上や福祉の増進を図るため、 医療費の一部を助成します。	暴力被害や性的搾取を含めた身体的・心理的な被害に遭っている 又は遭う可能性のある10代後半から20代の思春期・若年期の女性を対象とした、アウトリーチ型支援等を実施します。

事業番号	136	137	138
担当局·区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部·室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 -施策の柱	3-①	3-①	3-①
事業名	ひとり親家庭学習支援ボランティア 事業	ひとり親家庭支援センターにおける 特別相談・土日夜間相談業務	ひとり親家庭等養育費確保支援 事業
事業概要	ひとり親家庭の児童に対する学習 支援を行い、学習習慣を身に付け させ基礎的な学力の向上を図ると ともに、進学や進路等の相談を通 じひとり親家庭の不安感を解消し、 ひとり親家庭の自立を促進するた め、学習支援ボランティア事業を実 施します。	ひとり親家庭等の様々な問題に対応するため、ひとり親家庭支援センターにおいて弁護士による法律相談や臨床心理士による診療相談を行うほか、夜間、休日に行う相談業務を推進します。	ひとり親家庭等の子どもの養育費の取決めや確保を支援するため、公正証書の作成、調停等に要する費用の一部を補助します。

事業番号	139	140	141
担当局·区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部·室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 -施策の柱	3-①	3-①	3-①
事業名	保育所の優先入所	母子生活支援施設の運営	母子生活支援施設を活用した女性 支援事業
事業概要	ひとり親家庭の仕事と家庭の両立 を支援するため、就職活動中や就 職確定後の保育所入所の優遇制 度を継続します。	配偶者のいない女子又はこれに 準ずる事情がある女子が、生活、 住宅、就職等の解決困難な問題を 持つているため、児童の福祉に欠 ける場合に、その女子と児童を保 護するとともに、自立促進のため の生活を支援し、相談、指導等を 行います。	DV被害などにより不安を抱える 母子や産前産後の母子に対する支 援体制強化のため、母子生活支援 施設への職員配置の強化や、妊娠 期から出産後までの継続した支援 を実施する産前産後母子支援事業 を実施します。

事業番号	142	112	143
担当局·区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部·室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向一施策の柱	3-①	3-①	3-①
事業名	母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親・婦人相談の推進(再掲)	養育費相談の推進
事業概要	母子家庭、父子家庭、寡婦に経済 的自立の助成と生活意欲の助長を 図るために事業や修学などの各種 資金の貸付を行います。	ひとり親家庭等に対する母子父子 寡婦福祉資金の貸付や生活全般に 関する相談、DV被害者に対する 適切な情報提供や助言を行いま す。	養育費に関する情報提供を図るため、各区の母子・婦人相談員、ひとり親家庭支援センターでの一般相談、弁護士等による特別相談などの制度の周知を進めます。

±₩₩₩.□	4.4.4	4.45	1.46
事業番号	144	145	146
担当局·区	子ども未来局	子ども未来局	子ども未来局
担当部·室	子育て支援部	子育て支援部	子育て支援部
基本的方向 -施策の柱	3-②	3-②	3-②
事業名	ひとり親家庭高等職業訓練促進 資金貸付金事業	ひとり親家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭等就業支援事業の 充実
事業概要	高等職業訓練促進給付金を受給していて、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより、資格取得を促進するため、入学準備金と就職準備金の貸付を行います。	①自立支援教育訓練給付金事業 ひとり親家庭の親の資格取得を支 援するため、市の指定講座の受講終 了後に、給付金を支給します。 ②高等職業訓練促進給付金事業 ひとり親家庭の親が一定要件を満た す養成機関に通う際に、生活の負担 軽減のため、給付金を支給します。 ③ひとり親家庭高等学校卒業程度 認定試験合格支援事業 ひとり親家庭の親又は子の学び直しを支 援するため、高等学校卒業程度認定試験 の対策講座の受講費用などを支援します。	ひとり親家庭等の就労による自立 促進のため、就労に関する各種相 談、求人情報の提供、希望する雇 用条件等を登録した方への就職斡 旋、母子・父子自立支援プログラム の推進、セミナー開催、知識や技能 を習得する各種講習会の開催等に より就業支援を実施します。

事業番号	78	147	148
担当局·区	経済観光局	総務局	市民文化局
担当部·室	産業振興部	国際部	市民生活部
基本的方向 -施策の柱	3-2	3-3	3-3
事業名	就業サポートセンター等事業(再掲)	さっぽろ外国人相談窓口の運営	アイヌ生活相談員の配置
事業概要	再就職を目指す方を対象に、再就職支援セミナー、個別カウンセリング、職業紹介を一体として行います。また、労働・職場環境が厳しくなる中、面談又は電話による相談に応じるとともに、専門の相談機関を紹介するなど、問題解決に向けて助言を行います。	外国人生活者を対象として、行政 手続きや暮らしに関する情報提供、 相談対応を多言語で一元的に実施 します。	アイヌ民族の生活実態の把握や、各種生活相談に対応するため、アイヌ生活相談員を配置します。

事業番号	131	132	135
担当局·区	市民文化局	市民文化局	子ども未来局
担当部·室	男女共同参画室	男女共同参画室	子ども育成部
基本的方向 -施策の柱	3-3	3-3	3-3
事業名	性的マイノリティ電話相談事業(再掲)	困難を抱える女性支援事業(再掲)	困難を抱える若年女性支援事業(再掲)
事業概要	性的マイノリティの方が抱える困難の解消につなげるため、誰もが気軽に相談できる電話相談窓口を開設し、正しい知識の普及啓発を図ります。	孤独・孤立し不安を抱える女性に対する支援を行うため、悩みを語ることができる場を創設するほか、相談窓口を開設し、孤独・孤立状態の解消を図ります。	暴力被害や性的搾取を含めた身体的・心理的な被害に遭っている又は遭う可能性のある10代後半から20代の思春期・若年期の女性を対象とした、アウトリーチ型支援等を実施します。

事業番号	149	150	96
担当局·区	市民文化局	保健福祉局	教育委員会
担当部·室	男女共同参画室	保健所	学校教育部
基本的方向 -施策の柱	4-①	4-①	4-①
事業名	健康支援事業	思春期から若者世代を対象とした 性に関する正しい知識の普及啓発	性に関する指導の充実(再掲)
事業概要	性と生殖に関する健康と権利について意識の普及を目的に、講座・セミナー等を実施します。	10~20代の人工妊娠中絶及び性感染症の罹患・反復防止のため、 医療機関と保健センターが連携し 正しい避妊方法や性感染症予防の ための相談・指導を行います。	子どもの発達の段階や実態に応じた性に関する指導が、学校の教育活動全体を通じて推進されるよう、「性に関する指導の手引」を活用した指導の充実を図ります。また、産婦人科医師や助産師による講師を学校に派遣して、生命の誕生やデートDV等に関する講演を行い、学校における性に関する指導の充実を図ります。

事業番号	151	152	153
担当局·区	保健福祉局	保健福祉局	保健福祉局
担当部·室	保健所	保健所	保健所
基本的方向 -施策の柱	4-2	4-2	4-2
事業名	産婦人科救急コーディネート事業	女性のフレッシュ健診	妊娠期からの相談支援の充実
事業概要	産婦人科救急医療機関への搬送 依頼に迅速に対応するため、空き ベッド状況を確認し搬送コーディ ネートをする「産婦人科救急情報 オペレート業務」及び産婦人科疾 患に関する相談を受けることで相 談者の不安を解消する「産婦人科 救急相談電話」を実施します。	職場等で健康診断を受ける機会のない18~39歳までの家庭の主婦、自営業の女性等を対象とし、札幌市中央健康づくりセンターで健康診査を実施します。	安心・安全な妊娠・出産及び児童虐待予防のために、母子健康手帳交付時に妊婦と面接し、妊婦の不安を軽減するとともに、リスクアセスメントを実施することで、ハイリスク妊婦を早期に把握し、継続的な支援を行います。

事業番号	154	
担当局·区	保健福祉局	
担当部·室	保健所	
基本的方向 -施策の柱	4-2	
事業名	母子訪問指導事業の推進	
事業概要	保健師や母子保健訪問指導員の訪問により、妊娠・出産・育児などに関する正しい知識の普及啓発とともに、乳児及び妊産婦の心身の状況や養育環境の把握を行うなど、育児相談・保健指導を実施します。	